

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月から50年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、義父が隣組の集金人に納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、自営業を営むその義父及び夫と3人で同居し、義父が家族3人分の国民年金保険料をまとめて集金人に納付していたとしており、事実、一緒に保険料を納付していたとするその義父及び夫の申立期間に係る保険料は納付済みであることから、その義父は保険料の納付意識が高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年11月に払い出されていることから、その時点では、申立期間については、社会保険事務所（当時）から送付された過年度納付書により保険料を納付することが可能であった。

さらに、申立期間は7か月と短期間であり、保険料の納付意識が高かった申立人の義父が、申立人の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記事については、当該期間のうち、昭和49年10月、同年11月及び56年10月は14万2,000円、平成6年12月から7年2月までは44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月1日から平成10年10月1日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与明細書の報酬月額と比べて低くなっている。申立期間の標準報酬月額について、正しく記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち、昭和49年10月、同年11月、56年10月及び平成6年12月から7年2月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出されたA社の給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、昭和49年10月、同年11月及び56年10月は14万2,000円、平成6年12月から7年2月までは44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、給与明細書により確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）において記録されている標準報酬月額が当該期間を含め、申立期間のほぼ全般にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書により確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和49年5月から同年7月までの期間、同年9月、同年12月から56年9月までの期間、同年11月から58年1月までの期間、同年3月から60年9月までの期間、60年11月から61年2月までの期間、同年4月、同年5月、同年7月から平成6年11月までの期間及び7年3月から10年8月までの期間については、給与明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額と一致すること、又は同標準報酬月額を超えていないことが確認できることから、特例法によるあっせんの対象とならず、記録訂正を行うことはできない。

また、申立期間のうち、昭和49年8月、58年2月、60年10月、61年3月、同年6月及び平成10年9月については、給与額や厚生年金保険料の控除額を確認できる給与明細書、賃金台帳等が保管されておらず、このほか申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B店における資格喪失日に係る記録を昭和41年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月30日から同年10月1日まで

A社B店から同社C店への転勤時において、厚生年金保険の加入記録に1日の空白がある。継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社を継承するD社から提出された人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和41年10月1日に、A社B店から同社C店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B店における昭和41年8月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間における厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料を納付したか否かについて不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和41年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入

の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和59年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を58年11月は17万円、同年12月は15万円、59年1月は14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年11月30日から59年2月1日まで

A社に昭和59年6月まで勤務した。自分が持っている賃金支払明細書では、同年1月まで厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、国の記録では厚生年金保険被保険者の資格喪失日が58年11月30日となっている。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人から提出された賃金支払明細書から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人から提出された賃金支払明細書によると、申立人が主張するとおり、昭和58年2月から59年1月までの給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、当該事業所の申立期間当時の取締役は「事業所は既に解散し関係資料は保管されておらず、当時の事務担当者も亡くなっていることから、厚生年金保険料を当月控除していたか翌月控除していたかは不明である。」としているものの、国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によれば、申立人は、55年8月に同事業所で厚生年金保険に加入する以前の52年2月から55年7月までの期間について国民年金保険料を納付しており、同年8月の国民年金保険料の納付及び還付の

記録が確認できない。このことは、申立人が同年8月に同事業所で厚生年金保険に加入し、同月分の給与から厚生年金保険料が控除されたことを契機として国民年金保険料を納付しなくなったためと考えられる。また、賃金支払明細書では、58年2月から59年1月までの厚生年金保険料控除額が同額であることが確認できるものの、同年1月について2か月分の保険料が控除された事実はうかがえない。これらを踏まえると、申立期間当時、同事業所は厚生年金保険料を当月控除していたものと推認される。

さらに、オンライン記録によれば、当該事業所は昭和58年11月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、59年6月10日の解散の直前まで、従業員30人程度で業務を継続していたとの申立人の申述及び元同僚の証言から、同事業所は申立期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、賃金支払明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、昭和58年11月は17万円、同年12月は15万円、59年1月は14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、前出の取締役は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、前述の内容より、事業主は申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていないと認められることから、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、28万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 6 月 15 日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていないため厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「月別給与一覧表」により、申立人は、平成17年6月15日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定し又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、「月別給与一覧表」において確認できる厚生年金保険料控除額から、28万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から同年 6 月まで

私は、昭和 62 年 3 月に短大を卒業した後、母が国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料については自分がまとめて納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付するためには、国民年金に加入し国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、申立人の手帳記号番号は平成 2 年 8 月に払い出されており、その時点では、申立期間については時効により保険料を納付することができない上、申立期間に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が所持する年金手帳には、資格取得日が平成 2 年 7 月 1 日と記載されており、申立期間は国民年金未加入期間となり、制度上、保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 15 年 4 月 1 日から 23 年 9 月 1 日まで

A社に昭和 15 年 4 月 1 日から 23 年 9 月 1 日まで勤務した。年金事務所の記録では、同社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無かった。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間にA社に勤務していたことは、期間の特定はできないものの、元従業員の証言により推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同事業所を退職した後の昭和 24 年 3 月 1 日であることが確認できる上、同事業所の事業主は「当時の資料が無く申立人の勤務期間は不明であるものの、会社が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和 24 年 3 月 1 日であることから、申立期間において、申立人の給与から厚生年金保険料を控除することは考え難い。」と回答している。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が名前を挙げている同僚及び複数の元従業員の厚生年金保険の被保険者資格取得日も、全て同事業所の新規適用日の昭和 24 年 3 月 1 日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 31 日から 45 年 7 月 5 日まで

A病院に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A病院から提出された申立人に係る人事記録により、申立人が申立期間について同病院に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所の人事担当者は「申立人は、昭和 41 年 4 月 1 日から 43 年 3 月 31 日までの間はB職であったので、その間は厚生年金保険の被保険者となっており、その後の同年 4 月 1 日からはC共済組合に加入していた。」と回答している上、同事業所が保管しているC共済組合交付の「昭和 45 年分 退職所得の源泉徴収票」により、申立人の同共済組合への加入日が昭和 43 年 4 月 1 日、退職日が 45 年 7 月 5 日と記録され、退職一時金が支払われている旨の記載が確認できる。

また、申立人と同じく、当該事業所において、昭和 41 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、43 年 3 月 31 日に資格を喪失している複数の同僚は「D学校に通いながら、当該事業所に勤務していたときは、厚生年金保険の被保険者であったが、卒業してE職になった昭和 43 年 4 月 1 日にC共済組合の加入員となった。」と証言しており、同事業所におけるE職についてはC共済組合の加入員となっている事情がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月1日から平成7年4月1日まで
昭和62年4月1日にA社からB社に出向した。B社では出向当初から30万円以上の給与を得ていた。また、平成6年10月から標準報酬月額が34万円に下がっていることにも納得がいかない。申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の可否を判断することとなる。

しかしながら、申立人から提出された平成6年10月から7年3月までの給与明細書及びB社から提出された5年1月から7年2月までの給与支給控除一覧表等の厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、オンライン記録による申立人の標準報酬月額の記録と一致している。

また、申立期間のうち、昭和62年4月から平成4年12月までの期間について、B社は、申立人に係る資料は無いとしていることから、当該期間に係る報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

さらに、元同僚の出向前後の昭和61年7月から同年10月までの標準報酬月額については、元同僚から提出された給与明細書の厚生年金保険料控除額を基に算定したものが、オンライン記録による標準報酬月額の記録と

一致している上、元同僚から提出された給与明細書及び申立期間当時の当該事業所の事務担当者の証言から、同事業所は同年9月支給分から給与計算を電算処理していたことが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。